

## 第 7 期神奈川県障害者施策審議会 今後の予定について

(第 7 期：令和 6 年 6 月 1 日～令和 8 年 5 月 31 日)

## 1 第 41 回（令和 6 年 9 月 3 日）の予定

(1) かながわ障がい者計画（以下「県障がい者計画」）の総括

- 内閣府の「障害者のための施策に関する基本的な計画」（障害者基本計画）を基本として策定する障害者施策の基本的な事項や理念を定めた計画。
- 根拠法律は、障害者基本法。
- 計画期間は、平成 31 年度～令和 5 年度（5 年間）。

(2) 第 6 期神奈川県障がい福祉計画（以下「県障がい福祉計画」）の総括

- 厚生労働省の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（基本指針）に即して策定する障害福祉サービスに関する実施計画。
- 根拠法律は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法。
- 計画期間は、令和 3 年度～令和 5 年度（3 年間）。

(3) 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画（以下「基本計画」）の指標の検討及び評価

- 令和 5 年 4 月に施行した「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」(以下「条例」) 第 8 条に基づき、令和 6 年 3 月に策定。
- 条例の理念を具現化するため、当事者目線の障害福祉を推進するために必要な具体的な施策を盛り込むとともに、「県障がい者計画」及び「県障がい福祉計画」を包含し、県の障がい福祉に関する様々な施策を網羅した新たな計画。
- 計画期間は、令和 6 年度から令和 11 年度（6 年間）。ただし、3 年ごとに改定される厚生労働省の基本指針の内容等を反映させるため、計画期間の中間である令和 8 年度に、数値目標を中心に見直しを実施する。
- 基本計画の達成度を象徴的に表す数値である「指標」について、現在の「障害のある人が身近で普通に生活しているのが当たり前と思う割合」に加えて、障害当事者の目線に立った新たな指標を設定する。
- また、今後この基本計画をどのように評価するかについて検討し、令和 7 年度以降はその取組状況の評価を行う。

## 2 今後の予定

### ○第 42 回（令和 6 年 11 月頃）

- ・ 県障がい者計画の総括②
- ・ 基本計画の指標及び評価方法について

### ○第 43 回（令和 7 年 2 月頃）

- ・ 基本計画の指標及び評価方法について

### ○第 44 回～第 46 回（開催時期未定）

- ・ 基本計画の評価について

### （参考）障害当事者部会 開催スケジュール（予定）

- (1) 第 2 回（令和 6 年 7 月 30 日）
- (2) 第 3 回（令和 6 年 10 月頃）
- (3) 第 4 回（令和 7 年 1 月頃）
- (4) 第 5 回～第 7 回（開催時期未定）